

令和6年度宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金 制度概要



静岡県

SHIZUOKA PREFECTURE

スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課



令和6年度宿泊業の人手不足対策支援制度概要

1 概要

コロナ禍を経て深刻な人手不足に陥る宿泊事業者において、生産性の向上と雇用の安定を図るため、業務効率化や生産性向上の取組及び社員寮の整備を総合的に支援する制度を創設する。

2 課題

- 宿泊業では7割超の企業で人手不足となっており、直近においても高水準で推移している。
- 要因として、①低賃金、②休日が少ない、③不安定雇用のほか、「中抜け」と言われる特殊な勤務形態や拘束時間の長さ等の課題が挙げられている。
- 宿泊業は、他産業とは異なる働き方の特殊性（宿泊客への24時間対応等）や、宿泊施設の立地が旅行目的地の風光明媚な地域であり、民間の賃貸住宅が少ない等の理由から社員寮の必要性は高いが、社員寮の老朽化が進んでいる。

3 対応

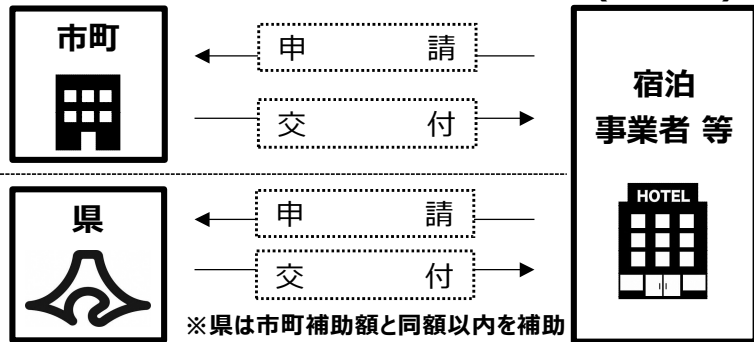
【事業概要】

各事業者にて、従業員の離職防止や少人数でも経営を持続できる体制づくりを図るため、市町と連携し、宿泊事業者が各実情に応じて実施する、業務効率化や生産性向上に係る取組及び従業員宿舍施設の整備に対する支援制度を創設する。

【補助対象】

宿泊事業者 等

【事業スキーム】



(市町との並行補助)

4 支援制度

【補助率】

補助対象経費の1/4を上限（市町が補助する額と同額以内）

【補助対象事業】

(1) 業務効率化・生産性向上

補助上限	750千円/施設（下限額：50千円）
想定取組	スマートチェックインシステム導入、システム導入に関わるコンサル活用、配膳ロボットの導入 等
対象経費	システム導入費及びそれに係る機器等購入費、機器設置費用、委託料、工事請負費 等

(2) 従業員の住環境の改善（従業員宿舍施設の整備）

区分	更新（躯体工事を含む整備）	改修（居室のリフォーム）
補助上限	2,000千円/戸（最大10戸分まで） ※共同事業者が従業員宿舍施設を整備する場合は最大15戸まで	250千円/戸（最大10戸まで） ※下限額：100千円/戸
想定取組	原則として耐用年数を経過した社員寮の建替	キッチン・トイレ・浴室改修、Wi-Fi整備等
対象経費	工事費及び工事事務費 ※外壁塗装等居住環境の向上に寄与しない取組は対象外	



令和6年度宿泊業の人手不足対策支援制度概要

【補足：補助対象経費】 業務効率化・生産性向上

項目		内容		
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> 事業者において人材確保対策(新規採用・離職防止等)に積極的に取り組んでいること 事業内容が離職防止や人手不足の解消に資するものであること 			
補助上限	750千円/施設 (下限額：50千円)			
補助対象経費	①システム導入等 関連経費	(1) システム構築・開発、 専用ソフト導入に必要な経費	宿泊予約管理／顧客情報管理システム 混雑状況可視化システム／自動チェックインシステム／自動精算機 仕入れ、在庫状況管理システム／勤怠管理システム／経理システム 館内案内システム／オーダーエントリーシステム／HP等自動分析システム	
		(2) 委託費	必要なシステム・ソフトウェア設定のための委託費	
	②ロボット導入	受付・案内ロボット、掃除ロボット、運搬・配膳ロボット、調理ロボット ※ロボットとはセンサー、知能・制御系、駆動系の3つの要素技術を有する、知能化した機械システムのこと。		
	①②のシステム導入等付随経費	(1) 機器等購入費	<ul style="list-style-type: none"> システム及びソフトウェア等導入に係るPC、タブレット システム及びソフトウェア等導入に係るディスプレイ、モニター システム及びソフトウェア等を導入に係るWi-Fi設備等通信機器 	
		(2) 工事請負費 (機器設置等に係る工事費)		
		(3) コンサルティング費用	体制構築に関わるコンサルティングサービス利用費	
費補助 【対象外】経	①システム導入等 関連経費	システムの保守・管理を主たる目的とした経費 (システム保守、ヘルプデスクなどのサービス利用関連経費)		
	②ロボット導入	中古品／現存するロボット製品の処分費、諸経費 等		
	①②のシステム導入等付随経費	システム・ソフトウェア月額利用料及び更新料、セキュリティ対策ソフト購入に係る経費 ワード、エクセル等の汎用性のあるソフトウェア購入、設備等のリース又はレンタルにかかる経費 OA周辺機器 (コピー機、プリンター、シュレッダー 等) や設置する机、椅子等の家具 等		



令和6年度宿泊業の人手不足対策支援制度概要

【補足：補助対象経費】 従業員宿施設の整備

補助対象事業及び対象経費		補助上限
更新	<ul style="list-style-type: none"> 耐用年数を経過して建て替えが必要となっていること ※共同事業体の取組にあつては、構成員のいずれかが耐用年数を経過した従業員宿舍施設を有していること 耐用年数を経過していない場合、損傷等、老朽化が激しく、市町が建て替えが必要と判断するものであること 事業者において人材確保対策(新規採用・離職防止等)に積極的に取り組んでいること 整備内容が離職防止や人手不足の解消に資するものであること 	2,000千円/戸（最大10戸分まで） ※共同事業体が従業員宿舍施設を新たに整備する場合は最大15戸まで
改修	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設が築20年を超過していること 直近3年以内にリフォーム等の内装改修を行った居室でないこと 申請内容に以下のいずれかの工事を含むこと <ul style="list-style-type: none"> 浴室改修（タイル張り→ユニットバス等） トイレ改修（和式→洋式化等） キッチン改修（キッチン設備の更新等） Wi-Fi整備（ルーター設置は不可） 事業者において人材確保対策に積極的に取り組んでいること 整備内容が離職防止や人手不足の解消に資するものであること 	250千円/戸（最大10戸まで） ※下限額：100千円/戸

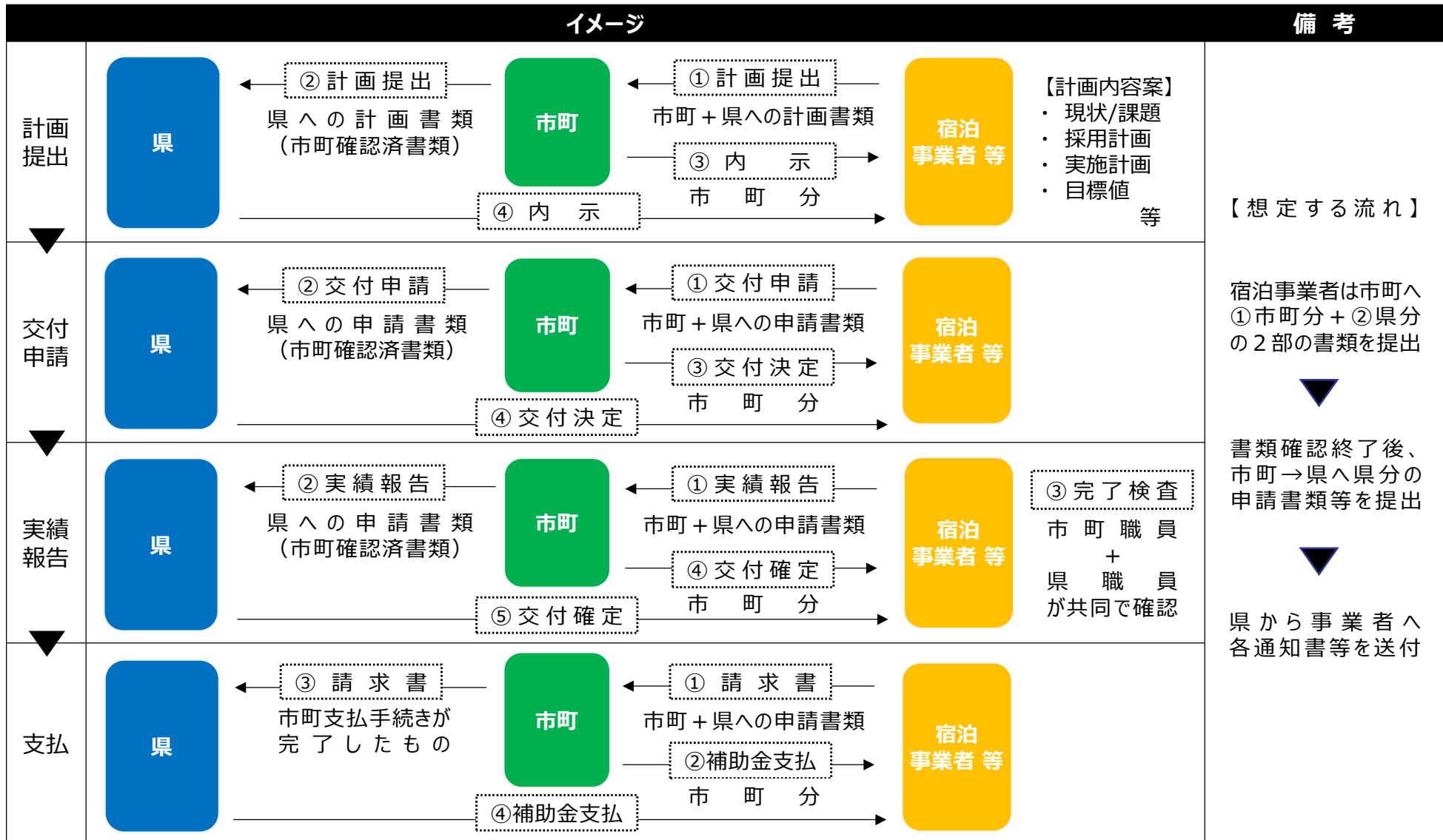
【補足：用語の整理】

項目	内容
新築	新たに社員住宅を整備すること
増築	既存の社員住宅の現在定員を増員を図るための整備をすること
更新	現在定員の増員を行わずに、新たに宿舍を整備すること
改修	屋内改修で工事を伴うもの（いわゆるリフォームを含む）



令和6年度宿泊業の人手不足対策支援制度概要

【並行補助の手続きイメージ】



令和6年度宿泊業の人手不足対策支援制度概要

【想定実施スケジュール】（市町での予算確保時期：6月補正を想定）

